

義務教育費国庫負担制度の現行維持に関する意見書

政府の2004年度予算編成に当たっては、義務教育費国庫負担制度の見直しが焦点化され、とりわけ、学校事務職員を同制度から適用除外し、一般財源化するという議論があり、世界に誇れる日本の教育は危機的な状況となりました。その後の議論により、学校事務職員を含む教職員の給与費本体は同制度の枠内とされましたが、教職員の退職手当、児童手当は、税源移譲予定交付金を代替財源として一般財源化されることとなりました。現在も、三位一体改革議論の中で同制度の一般財源化が焦点にされており、5月にも出される「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」に義務教育費国庫負担制度の見直しを盛り込もうとする動きがあります。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培い社会人となるためのセーフティネットであり、同制度は全国の教育の水準維持や機会均等を確保する役割を果たしております。一部に、同制度が地方分権の推進を阻害するとの指摘もありますが、本県独自に実施されている小学校低学年における少人数学級は同制度の枠内で実施されており、現行制度でも自治体の裁量権は十分保障されております。

また、国民にひとしく義務教育を保障するという観点からいえば、本来国の財政負担と責任において行われるべきものであることから、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠であります。

よって、政府におかれては、すべての子どもたちに豊かで行き届いた教育を実現するため、次の事項を実現されるよう、強く要望します。

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、交付金化や一般財源化を行わないこと。
- 2 学校の基幹職員である学校事務職員を、義務教育費国庫負担制度の対象職員として引き続き堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年3月23日

(提出先)内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣